

最 高 裁 判 所 御 中

湯布院町防災無線工事談合損害賠償請求訴訟

原 告 谷 千 鶴

最高裁で検討していただくにあたっての原告住民としての意見

1. はじめに

額は減ったものの、福岡高裁でも損害賠償は認められたので、上告しませんでした。でも、沖電気が上告しましたので、この機会に一住民の思いを最高裁にお伝えして、もう一度検討していただく機会を得たいと思います。

私は、湯布院町に帰郷以来、一住民として町にいろんな提案をしてきました。入札改革もそのひとつです。町が発注方法を見直せば、競争が起きて適正な価格で真面目な業者が落札できて、節約できた予算を他の住民サービスの向上に使えるからです。知恵とやる気で湯布院は合併なんかしなくてもやっていけると住民運動をしている最中、偶然、贈収賄事件の調書の存在を知りました。

住民監査請求の時も、提訴の時も、「話し合いに応じない業者を排除して落札額を吊り上げた」ことを明らかにすれば足りると思っていました。ところが地裁での審理中、道路公団、橋梁、焼却・汚泥処理など次々と談合が摘発され、独禁法も改正されました。調書の資料や最近の他の自治体の入札事例を調べていると、提訴の時にはわからなかったことがたくさんみつかり、湯布院の入札は、地検が「暗黙のルール」と称した「事業者間の何らかの合意や了解」と切っても切れない問題であることがわかったのです。

こうして提訴後に裁判の目的がもうひとつ増えました。発注する自治体や補助する国に、業界の「談合」の仕組みが広く知られるようになって、全国の無線工事（防災行政・警察・消防など）が適正な価格で契約されるようになることです。福岡高裁に提出した意見を読んでいたければ、電気通信分野の入札のおかしさがわかっていただけたと思います。

この文を書くにあたって、裁判は提訴された法律違反についてだけ判断するものだということは、弁護士から何度も念を押されました。でも、最高裁が福岡高裁の判決からもう一步踏み込んだ判断をしてくださるなら、国民・住民が汗して納め、行政サービスの原資となる税金をむざむざと取られてしまうことが少しでも防げるようになります。この裁判は住民訴訟です。裁判に勝っても私には何も入りません。意見書を書いたり調べものに費やした時間はもどってきません。どうか、このような住民訴訟の原点にもどって考えていただきたいと願っています。

2. 沖電気は「暗黙のルール」を表に出したくないらしい

沖電気は「沖仕様の設計による入札だったので競争の余地はなく、談合はありえない」とばかり主張しています。談合を「有効な競争が行われないような状態をもたらす」行為として裁判がすすめられたら、業界の「暗黙のルール」が審理の対象になってしまいますから、沖電気

としてはなんとしても「指名された業者間の話し合い」に限定しなくてははいけません。だから『暗黙のルール』を認めた5社10人の営業マンの調書は県警の作文だ」などと言うのでしょう。

それに、「談合はない」「不当な利益は得ていない」とあれこれ理屈をならべていますが、理解できないことだらけです。経費の公開の他にも、たとえば「チャンピオン」「汗かき行為」などは、汚泥処理・ごみ焼却施設の談合でマスコミに登場した用語です。町長逮捕当時の調書にこの用語があるのは、各社の社員から聞き取った事実が書かれていることの証明です。また、「予定価格を超えたら落札できない」のですが、その場で2回目、3回目とやり直しができます。だから、入札前の他社との電話で下げ幅の打ち合わせもしていたのです。

地裁・高裁をとおして、原告が指摘してきた①沖仕様の設計とダゴ通信との関係、②賄賂を使ってまで松下を指名から外した理由、③沖電気が落札した工事で、落札率の高低がある理由、④長年続いてきた談合を防衛庁が認めた事実、などの点に沖電気は一切答えていません。理由書への反論の機会ではありますが、話が広がることをお許してください。

3. 町は違法な「市場において有効な競争が行なわれない状態」で損害をうけた

「談合」には二通りあって、使い分けなくては地方自治法や独禁法がめざしている「公正な競争入札」の判断を誤りかねません。ひとつは社会一般に認識されている「指名された業者間の話し合い」、もうひとつが独禁法が定義している「市場において有効な競争が行われないような状態をもたらす」行為です。

公取委の「談合防止の手引き」によれば、物品入札が特定の会社の仕様になっていたことを理由に公取委の排除命令が出されたことがあります（パラマウント社のベッド）。防災無線工事ですが、沖電気によると「防災無線システムを構成する製品の購入が主要な契約」で、確かに湯布院では予定価格の78%が機器代金です。そして「沖仕様だから当社しか落札できなかった」と強調しています。パラマウント社の事例と同じではありませんか？「沖仕様」すなわち「不当な取引制限」（カルテル、談合）そのものです。

「不当な取引制限」（カルテル）とは、「事業者がお互いに連絡を取り合って、本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項（価格、数量、受注予定者など）を共同して決定し、市場において有効な競争が行なわれないような状態をもたらす」ことです。（公取委マニュアル 丙第1号証P4）また、公共入札とは、落札したい業者が競争した結果、最小の経費で契約して所定のサービスを提供するものです。（地方自治法第2条14項）受注予定がなければ、あるいは受注したいが落札できそうになれば、「自主的に判断」して三菱のように辞退すればよいのです。落札をあきらめたのに参加するのは「競争を装って入札を成立させチャンピオンが落札するのに協力し、自分のときにも……」という“もちつもたれつ”です。

4. 業界のやたらに高い「標準価格」が談合の利益を大きくしている

電気通信業界では公共工事がほとんどで、需要側に知識がありませんから、そもそも市場価格の決まりようがありません。予定価格算定に使う「標準売価」（理由書 P16）が原価よりか

なり高めになっていけば、自治体や補助もとの防衛施設庁がいくらか圧縮したとしても、予定価格は原価よりずいぶん高いはずで、入札価格を擦り合せて「ネゴ」するうまみが大きくなります。もしも話し合いがつかず競争になり入札価格が下がって利益が減ったとしても、赤字はほとんどないでしょう。無線通信業界は寡占状態ですから「共同して決定」するのは容易です。標準売価を横並びさせるのも簡単で、価格カルテルと言ってもよい状況だと思います。

業界の見積が高すぎる結果として、予定価格が高くなる→落札業者の利益が大きい→高率で落札するため、「汗かき」も「販売手数料」(賄賂)も「ネゴ」(話し合い)もなんでもあり→業界が不当な利益を手に入れた→税金の無駄使い という構図が生まれるのだと考えます。

湯布院の防災無線工事のうち建設物価調査表にない通信機器の見積はおよそ2億5000万円。沖電気のFC(製造原価?)は7100万円、送価(引渡し額?)は9000万円。見積のおよそ1/3の額です(資料1)。防衛施設庁の指示で2割圧縮された町の積算額2億800万円と比べても半分以下です。業界では、松下・NECが半値近くで競争してくるというのもわかります。

ちなみに、我家にあるラジカセ程度の戸別受信機の標準売価が3万7千円もします。役場にある700万円の操作卓は以前に見たので、車載型無線機を見せてもらいましたが、操作卓に輪をかけたあまりの古めかしさに唖然(資料3)。こんな無線機が50万円とは……。私は30年前から15年前までアマチュア無線をやっていて、数万円の無線機でも世界中と交信することができていました。その感覚では、店頭販売価格(市場価格)に相当する額は、システム原価見積仕様書を参考にひいきめにみても、車載無線機は5万円程度(アンテナ・周波数設定込み)。図体がでかい操作卓は(機械部分)50万円、組み込む管理ソフトが100~200万円くらいでは?

いったいどこからこんな「標準売価」が出てくるんでしょう。おまけに当時の防災行政無線はアナログからデジタルに移行が始まっていました。湯布院町は、沖電気が不良在庫として抱えそうな旧型品を定価で買わされたようなものです。ぼったくりもいいところのこんな見積が大手をふっていたなんて、汚泥処理業界の水増しもびっくりです。

東芝のくどんさんが取調べを受けた時の見積資料は標準売価です。車載無線機60万円、戸別受信機4万円です。「見積から1割、さらに1割減らしたら採算割れのおそれ……」というのですが、2割圧縮されて町の予定価格ですから、それでは談合しても利益が出ないことになって変です。本当に採算割れする額はもっと低いはずですが、もちつもたれつの業界のためにも、くどんさんが県警にそんな話をしたのだと思います。

5. 適正な競争入札が行われた場合の落札率は、他の自治体の入札結果でわかる

地裁も高裁も「湯布院町の損害は、談合がなく適正な競争入札が行われた場合に想定される落札価格と本件落札価格との差額である」と述べています。また、地裁判決のP34~35。「刑事事件の資料が証拠として提出されたため、本件見積原価による利益上限額や本件口利き報酬等が認定でき、その額が高額である点に特殊性があり、この点を軽視することはできない」のですが、「贈賄のような違法な行為に必要とされた費用を、想定落札価格を算定する際に考慮することは相当ではない」のはそのとおりです。

提訴の時は想定落札価格に「入札改革に取り組む自治体の平均落札率 80%」を使用しました。その後、「電気通信工事は特殊で寡占なので、建設工事の談合ルールは通用しない」と言いながら、建設工事が主の平均落札率を使うのもどうかと思ったので、防衛補助事業を手掛かりに他の自治体の防災無線の入札結果を調べてみました（資料 2）。補助もとの防衛施設庁が主導しているので予定価格が同じレベルで決まりますから、より正確な比較ができるはずです。

「暗黙のルール」では、通常の更新工事は新規のときの業者、新規工事や全面更新工事は天の声や汗かきでチャンピオンが決まります。チャンピオンがいなくても「ネゴ」（話し合い）、それでだめなら「競争」になります。原告が調べた範囲だけでもこの「暗黙のルール」が読み取れます。提訴後、談合が社会を騒がせた頃から、落札率が大きく下がったり最低制限価格ぎりぎりの入札が増えています。これらの競争が起きたと思われる入札をみれば「談合がなく適正な競争入札が行われた場合に想定される落札価格」は容易に推測できます。

沖電気は利益管理室や入札判定会議で検討に検討を重ねて「最終販売価格」決めるのですから、競争がおきたと思われる自治体の沖電気の入札額は「赤字が出ない額」と考えられます。呉市や各務原市は沖電気がそれぞれ 68%、52%で落札しています。呉市は失格基準がなければ落札率はもっと下がったかもしれません。調書にでてくる「松下が半値近くで落札することがある」の実例、周防大島町では沖電気は 67%の札を入れました。

沖電気によって公正な競争を阻害された湯布院町の損害は一目瞭然です。沖電気の上告理由は、防災無線工事の公共入札の現場での事実を無視して、社内の諸事情を述べているに過ぎません。

6. 松下が指名されたら高値で落札できなくなるから、沖電気は松下はずし工作をした

贈収賄事件で贈賄の目的が「大手 8 社のうち、松下・NEC を除く 6 社の指名」であることはわかっています。中島さんや大谷さんが「沖仕様」は 9 月下旬から 10 月にかけて決まったと話しています。町は 10 月 5 日に電気興業が作った書式で 4 社に機器見積を依頼しましたが、丙第 17 号証が全く同じで「9/21」の記載があります。大谷さん証人調書 145 の分で、電気興業への汗かきが成功していた証拠だと思われます。しかし贈賄はその後ですから、松下が指名されたら競争になって、落札できないか落札できても利益が大きく減るから、でないと説明が付きません。沖仕様であっても競争の可能性が 0 でないということです。

沖電気の「沖仕様だから他社は落札できない」という主張なら、いくら松下が熱心に町に営業していても松下の指名を恐れることはないはずです。沖仕様かどうか指名までわからなかったというなら、松下をはずすことはもちろん、同じく熱心に落札を狙っていた東芝も外してもらう必要があるはずです。沖仕様が決まっていることを沖電気は知っていて、それでも賄賂の資金を仲介業者に、中島さんが立替えて先に払うほど松下との競争が緊迫していたのでしょう。

湯布院の場合、沖電気の贈賄工作が成功せず、松下も指名されていたら、沖電気の入札判定委員会はどうな結論を出していたのでしょうか？湯布院町は最低制限価格を決めていませんでした。資料が如実に語っていると思います。

以上

沖電気の機器見積と原価との比較

単位：千円 千円未満切捨て

	A	B		C			
	沖電気機器見積	沖電気 原価		町の設計	C/A	B/C	A/B
		FC	送価				
消費税	?	?	?	税抜き			
機器・部品・予備品	110,300	30,744	33,202	96,340	87%	34%	332%
戸別受信機 (3500台)	129,500			103,600			
車載無線機	10,800			8,476			
受信機合計	140,300	40,287	57,736	112,076	80%	52%	243%
機器合計	250,600	71,031	90,938	208,416	83%	44%	276%
工事・調整・労務費など		53,932	58,313	労務費のみ 28,731			
工事合計		124,965	149,251	237,147		63%	
共通仮設費・工事雑費				6,151			
現場管理費				7,461			
一般管理費			(工事合計の10%)	14,715			
間接経費合計			14,925	28,327		53%	
事業費合計			164,176	265,474		62%	

他の3社も同じくらいの額

(推計↑) 放送室建設費を除く

ABは税抜きとして計算

防衛補助による防災無線整備の入札契約状況

07年11月作成

予定価格・落札価格の単位は千円

	入札年	月	予定価格	落札価格	落札率	予定価格の事前公表		低入札調査基準額	該当	スイス通信システム (パナニック)	スイス通信システム	どのメーカーも対応可 パナニック仕様 更新前は、NECとパナニックを併用 電気興業が2番札 63.2%
						一般	一般	同上				
* 下総航空基地	更新工事1	18	8	145,492	50,400	34.6%	一般	低入札調査基準額	該当	スイス通信システム (パナニック)	スイス通信システム	どのメーカーも対応可 パナニック仕様
* 〃	更新工事2	18	11	94,456	94,393	99.9%	一般	同上	非該当	スイス通信システム	スイス通信システム	どのメーカーも対応可 パナニック仕様
	(合計)			239,948	144,793	60.3%		(基準額は事前公表)				
* 岩国飛行場	周防大島町 実施設計	18	8	5,453	1	0.0%	指名	低入札価格調査	該当	中国電通技研	中国電通技研	更新前は、NECとパナニックを併用 電気興業が2番札 63.2%
* 〃	工事監理	19	1	5,010	1,990	39.7%	指名	低入札価格調査	該当	中国電通技研	中国電通技研	更新前は、NECとパナニックを併用 電気興業が2番札 63.2%
* 〃	整備工事	19	2	1,157,100	645,800	55.8%	一般	低入札価格調査	非該当	パナソニックSSエン지니어	パナソニックSSエン지니어	更新前は、NECとパナニックを併用 電気興業が2番札 63.2%
	法華薬庫											神電気の札は67.3%
* 〃	実施設計	18	8	661,900	450,092	68.0%	随意	失格基準該当	一割以下	(財) 日本消防設計安全センター	(財) 日本消防設計安全センター	どのメーカーも対応可
* 〃	整備工事	18	6	22,824	13,860	60.7%	指名	調査基準価格	一割以下	神電気	神電気	東芝と1,000円差
* 岐阜原市	実施設計	18	11	670,280	351,000	52.4%	一般	調査基準価格	一割以下	(社) 日本農村情報システム協会	(社) 日本農村情報システム協会	東芝と1,000円差
* 〃	設置工事	18	7	—	8,769	—	随意	調査基準価格	一割以下	神電気	神電気	東芝と1,000円差
	高島市 実施設計	18	7	—	8,769	—	随意	調査基準価格	一割以下	電気興業	電気興業	東芝と1,000円差
	整備工事	18	10	72,300	55,000	76.1%	指名	最低制限価格		東芝特機電子	東芝特機電子	東芝と1,000円差
	岐阜市 実施設計	17	6	2,940	2,790	94.9%	指名	最低制限価格		電気興業	電気興業	東芝と1,000円差
	更新工事	18	3	354,560	340,000	95.9%	一般	低入札価格調査	非該当	スイス通信システム (NEC)	スイス通信システム (NEC)	更新前は、パナニック 移動局デジタル化 (注1)
* 入間基地	実施設計	18	6	6,395	3,500	54.7%	指名	調査基準価格	非該当	電気興業	電気興業	更新前は、パナニック 移動局デジタル化 (注1)
* 〃	更新工事	18	12	121,329	112,980	93.1%	指名	調査基準価格	非該当	神電気	神電気	11社のうち9社が入札辞退
	行方市 実施設計	19	9	290,000	280,000	96.6%	一般	調査基準価格	非該当	テクノス電子企画	テクノス電子企画	旧行方市は日本無線
	更新工事	18	6	4,305	4,095	95.1%	指名	調査基準価格	非該当	日本無線	日本無線	応札は、日本無線と神電気のみのみ
	白老弾薬支処	19	9	231,945	213,360	92.0%	一般	調査基準価格	非該当	無線放送設計事務所	無線放送設計事務所	東芝らしい
	忍野村	18	10	—	—	—	—	調査基準価格	非該当	白電社・西川・谷野JV	白電社・西川・谷野JV	東芝らしい
* 〃	更新工事	19	6	情報非公開	164,000	—	—	調査基準価格	非該当	無線放送設計事務所	無線放送設計事務所	東芝らしい
	うるま市 実施設計	18	7	3,139	2,800	89.2%	指名	最低制限価格	非該当	神電気	神電気	デジタル化
	与那城地区 初年度・更新	18	11	81,200	69,020	85.0%	指名	最低制限価格	該当	電気興業	電気興業	デジタル化
	うるま市 実施設計	18	8	4,780	4,500	94.1%	指名	最低制限価格	非該当	デルト電気工業/阿波根電気JV	デルト電気工業/阿波根電気JV	2社で抽選、改修前後とも日本無線
	設置工事	19	8	147,200	139,500	94.8%	指名	最低制限価格	非該当	電気興業	電気興業	市が東芝を指定した設計

注1) 狭山市は、固定系はパナニック、移動系は神電気を併用してきた。移動系をデジタル化に伴う更新と同時にデジタル化

消費税は、込み・別が規定。落札率計算のため、1件では込み、別いずれかに揃えている

*は、Webでわかった分

施工会社が落札した場合、メーカー名は電話で教えてもらった

実施設計10件のうち5件が電気興業 (防衛庁の仕事に強い……)

高島市は、予定価格・最低制限価格とも事前公表

幹田市の入札参加は、落札したパナニック通信システムの際は、NEC系の会社のみ。日立が辞退。

九重町は、湯布院町長速報通後で、沖・松下は指名なし

国分寺町の更新工事1・2は、2回入札・一位不効 (2回目には半数以上が辞退)

駒ヶ岳演習場	鹿部町	実施設計 更新工事	17 17 10	6 10	3,335 59,290	3,100 54,200	93.0% 91.4%	指名 指名	無線放送設計事務所 東芝 日立国際電気	5社指名 辞退なし 同じ5社 辞退なし
東富士演習場	裾野市	戸別受信機	16 11	11	27,014	26,203	97.0%	指名		4社指名 2社辞退
		"	17 9	9	164,313	160,977	98.0%	指名		"
		"	18 8	8	165,306	165,000	99.8%	指名		"
東富士演習場	御殿場市	戸別受信機	19 8	8	68,702	68,700	100.0%	指名	物品購入 物品購入 日本電気 " トニー電子サービス	4社指名 3社辞退 4社指名 2社辞退 応礼は日本電気のみ
出砂品射撃場	渡名喜村	"	18 6	6	9600	9,540	99.4%	指名		
		実施設計	19 6	6	12,800	12,720	99.4%	一般		
千歳寺原演習場	大和町		19 1	1	観島建物・電気工事					
新田原基地	西都市	実施設計	20年度?						12月着工予定	デジタル化に向け調査中

日出生演習場	湯和院町	実施設計 整備工事	12 12	8 12	5,385 268,500	5,250 261,975	97.5% 97.6%	指名 指名	電気興業 沖電気 電気興業 日本無線	
	九重町	実施設計 整備工事	15 7	7	3,000	2,900	96.7%	指名		
			15 12	12	411,957	378,000	91.8%	指名		
明野駐屯地	玉城町	実施設計 更新工事1	14 14	6 12	864 5,900	800 5,600	92.6% 94.9%	指名 指名		更新前はパナソニック 同上
国分台演習場	高松市 (国分寺町)	更新工事2	15 8	8	139,000	135,000	97.1%	指名	電気興業 三信電気 (NEC) 三信電気 (NEC) 三信電気 (NEC)	
		実施設計	15 6	6	4,935	4,935	100.0%	指名		
		更新工事1	15 12	12	123,375	121,569	98.5%	指名		
		更新工事2	16 3	3	75,180	75,096	99.9%	指名		
鷹庭野演習場	高島市 (安藝川町)	更新工事3	16 9	9	42,315	39,270	92.8%	指名	日本無線 松下電器産業 松下電器産業 松下電器産業	日本電気が失格
		実施設計	15 6	6	2,000	1,700	85.0%	指名		
			15 8	8	195,000	191,000	97.9%	指名		
		更新工事1	16 3	3	153,615	148,470	96.7%			松下指名停止中、松下製品を納品
*	彦根市	N地区整備	16 7	7	51,870	50,190	96.8%			
*		更新工事2	16 10	10	12,978	12,495	96.3%			

